

音更町手数料条例の一部を改正する条例

音更町手数料条例（昭和39年音更町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表54の項第2号中「加えた額」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から58の項までにおいて「基準省令」という。）第5条第3項第2号に規定する数値により当該申請をする場合にあつては、前号イ及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同号イ及びウに定める額)」を加え、同項第3号アを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項から58の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、14,500円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）

別表54の項第3号イ中「118,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）」を「次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 118,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）

別表55の項第3号中「加えた額」の次に「(基準省令第5条第3項第2号に規定する数値により変更の認定の申請をする場合にあつては、前号イ及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同号イ及びウに定める額)」を加え、同項第4号アを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の

合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)

別表55の項第4号イ中「66,800円(判定機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)」を「次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 66,800円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)

別表55の項の次に次のように加える。

55 の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イ並びに次号ア及びイにおいて同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 257,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円 イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る
----------	---	---

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
98,800円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
125,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
18,900円

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
134,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
170,000円

イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの
54,900円

		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 72,200円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</p>
55 の3	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</p> <p>(平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料</p>	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。次号において同じ。)の床面積の合計について、前項第2号ア(ア)及び(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第2号イ(ア)及び(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第2号ウ(ア)及び(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額</p>

別表56の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第2号中「加えた額」の次に「(基準省令第12条第2項第2号に規定する数値により当該申請をする場合にあっては、前号イ及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同号イ及びウに定める額)」を加え、同項第3号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から58の項までにおいて「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同号ア(イ)中「417,000円」を「324,000円」に、「31,700円」を「20,100円」に改め、同号イ(イ)中「166,000円」を「126,000円」に、「31,700円」を「20,100円」に改め、同項第8号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表57の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第3号中「加えた額」の次に「(基準省令第12条第2項第2号に規定する数値により当該申請をする場合にあっては、前号イ及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同号イ及びウに定める額)」を加え、同項第4号ア(イ)中「224,000円」を「172,000円」に、「31,700円」を「20,100円」に改め、同号イ(イ)中「99,200円」を「73,600円」に、「31,700円」を「20,100円」に改め、同項第9号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第58の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第1号中「として認定を申請する場合」の次に「(第4号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号イ中「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する」を「アに掲げる場合以外の」に改め、同項第2号中「として認定を申請する場合」の次に「(第5号又は第6号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号イ中「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する」を「アに掲げる場合以外の」に改め、同項第3号中「として認定を申請する場合」の次に「(第4号又は第5号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号ア(イ)中「416,000円」を「322,000円」に、「30,400円」を「18,700円」に改め、同号イ(イ)中「165,000円」を「125,000円」に、「30,400円」を「18,700円」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合 それぞれの部分につき第1号及び前号に規定する額を合計した額

(5) 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合 それぞれの部分につき第2号及び第3号に規定する額を合計した額

別表58の項に次の1号を加える。

(6) 基準省令第5条第3項第2号に規定する数値により認定の申請をする場合 第2号に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計から共用部分の面積を除いた床面積の合計の区分に応じた額

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。